

東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応していく。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自立的に取り組むことができるよう、いじめの問題に取り組んでいく。

このため、本校では、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針」を定め、関係機関との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組んでいく。

3 東広島市立乃美尾小学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、児童会組織を中心としていじめ撲滅のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談（教職員

や心のサポーター等による教育相談)を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという対場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭及び地域との連携

PTA及び地域が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止のため、「東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域などの意見を取り入れる。
- ウ いじめ防止等に係る年間活動計画を明確にし、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために「いじめ防止委員会」を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止（未然防止、早期発見）等に係る児童への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニング等を通して、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友だちがいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童の主体的な活動の支援

児童会組織を中心として、児童が主体的にいじめ防止の活動ができるように支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別

面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者へのアンケート調査及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家等の外部人材を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

◎「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止委員会」等を中心とした調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、対応フロー図をもとに、東広島市教育委員会と連携を密にしながら対応する。

5 重大事態への取組

- (1) 重大事態が生じた場合、東広島市教育委員会に報告し、「いじめ防止委員会」等を中心とした調査組織（プロジェクトチーム等）を設置する。
- (2) 学校内に調査組織を設置した場合、教育委員会の指導助言の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) 東広島市教育委員会及び東広島市長が必要と判断した場合は、附属機関が調査を行う。

6 見直し

東広島市立乃美尾小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

7 重大事態発生時の対応フロー図

| | 《対応》 | 《担当者等》 | 《留意点》 |
|---|--------------------|---------------------|--|
| ① | 情報収集 | 発見者及び 関係する教職員 | ・具体的事実を、詳しく、時系列で整理する。 |
| ② | 指導方針の検討(1) | いじめ防止委員会 及び関係教職員 | ・事実確認を基に、事実を確定する。 ・今後の対応方針を検討し、全教職員が共通認識をもつ。 |
| ③ | 保護者対応(1) (被害児童) | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・現時点での状況と今後の指導について説明する。 ・学校はいじめを絶対に許さないという強い意志を伝える。 |
| ④ | 事実確認(1) (被害児童) | 担任、生徒指導主事 | ・時、場所等に配慮し個別に行う。 ・具体的な事実と心情を丁寧に聞き取り、記録したり自書させたりする。 ・徹底して守り通すという強い意志を伝える。 |
| ⑤ | 指導方針の検討(2) | いじめ防止委員会 及び関係教職員 | ・被害児童からの事実確認を基に、今後の対応・指導方針を検討し、全教職員が共通認識をもつ。 |
| ⑥ | 事実確認(2) (周囲の児童) | 担任、生徒指導主事 | ・被害児童との人間関係に十分配慮して行う。 |
| ⑦ | 指導方針の検討(3) | いじめ防止委員会 及び関係教職員 | ・周囲の児童からの事実確認を基に、今後の対応・指導方針を検討し、全教職員が共通認識をもつ。 |
| ⑧ | 保護者対応(2) (被害児童) | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・いじめの状況の事実と指導方針等を説明する。 |
| ⑨ | 事実確認(3) (加害児童) | 担任、生徒指導主事 | ・これまでの聞き取りを基に事実確認を行う。 ・威圧的態度及び体罰を絶対に行わない。 |
| ⑩ | 指導方針の検討(4) | いじめ防止委員会 及び関係教職員 | ・加害児童からの事実確認を基に、今後の対応・指導方針を検討し、全教職員が共通認識をもつ。 |
| ⑪ | 保護者対応(3) (加害児童) | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・確定した事実とともに学校としての指導方針を説明する。 |
| | 保護者対応(3) (被害児童) | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・学校の取組状況や当該児童の学校での様子等を説明する。 |
| ⑫ | 特別な指導 | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・生徒指導規定に従い、加害児童に対して毅然とした指導を行う。 ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。 ・被害児童の心情を理解させる。 |
| ⑬ | 人間関係の修復 | 担任、生徒指導主事 (管理職) | ・謝罪の場を持ち、被害児童・保護者の気持ち等を加害児童・保護者に伝えるとともに、今後、よりよい人間関係が構築できるよう援助する。 |
| ⑭ | 学級指導 | 担任 | ・積極的生徒指導を推進し、いじめを許さない望ましい集団作りを行う。 |
| ⑮ | 人間関係の修復 | 担任 | ・当該児童との面談や保護者との連携等を通して、日常の状況把握を積極的に行う。 |

東広島市立乃美尾小学校 いじめ防止のための年間計画

| 月 | いじめ防止のための取組 | 研修等 | 保護者連携・広報 | 関係諸機関との連携 外部人材の活用 | 相談活動等 | 学校行事等 | 特別活動等 | 児童会活動 |
|-------------|---|-------------------------------|---|---------------------------------|----------|------------------------------|-------|----------------------|
| 4 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ・方針の確認、実施計画の策定を行う。 ○生徒指導推進委員会 | ○児童についての引継ぎ ○いじめ防止基本方針について | ○学校便り・学校HP ○学校総会・PTA総会・学級懇談会 ○個人懇談会 | ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○集団登下校 ○1年生を迎える会 ○春の遠足 | ○学級活動 | ○1年生を迎える会 |
| 5 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○配慮の必要な児童等についての情報交流 | | ○学校運営協議会 ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○青空班掃除 ○運動会 | ○学級活動 | |
| 6 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○生徒指導推進委員会 ○いじめ防止委員会 | ○生徒指導研修 | | ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○プール開き ○修学旅行(6年) | ○学級活動 | ○よいこと見つけBOX ○全校遊び |
| 7 ・ 8 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | | ○個人懇談会(希望) | ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○万引き防止教室 | ○学級活動 | |
| 9 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ実態調査の実施 ・児童及び保護者へのアンケートを実施する。 ・実施後、分析し面談等を行う。対応を検討する。 ○学校生活アンケートの実施 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○いじめ実態調査の活用と指導方針について(事前・事後) | ○学級懇談会 ○いじめ実態調査の実施 ○児童・保護者アンケートの実施 ○学校生活アンケートの実施 | ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○PTA奉仕作業 | ○学級活動 | |
| 10 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○児童実態の把握と結果の交流 | ○いじめアンケートの結果報告 ○希望個人懇談会 | ○学校運営協議会 ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○野外活動(5年) | ○学級活動 | ○よいこと見つけBOX ○全校遊び |
| 11 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | | ○道徳参観日 | ○学校へ行こう週間 ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | | ○学級活動 | |
| 12 | ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○生徒指導研修 | ○個人懇談会(希望) ○持久走参観 | ○いじめ防止委員会(心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | | ○学級活動 | |

| | | | | | | | | |
|---|---|-----------------------------|--|---|----------|--|-------|-------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○児童実態の把握と結果の交流 | | ○いじめ防止委員会 (心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | | ○学級活動 | ○全校遊び |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ実態調査の実施 ・児童及び保護者へのアンケートを実施する。 ・実施後、分析し面談等を行う。対応を検討する。 ○学校生活アンケートの実施 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○いじめ実態調査の活用と指導方針について(事前・事後) | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○いじめ実態調査の実施 ○児童・保護者アンケートの実施 ○いじめアンケートの結果報告 ○学級懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○いじめ防止委員会 (心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | ○感謝の会 | ○学級活動 | ○よいこと見つけBOX |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ○月に一回暮会にて実態の報告・連絡・相談 ○いじめ防止委員会 ○生徒指導推進委員会 | ○1年間のふり返り | | ○いじめ防止委員会 (心のサポーター) | ○ふれあい相談日 | <ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会 ○卒業式 | ○学級活動 | |